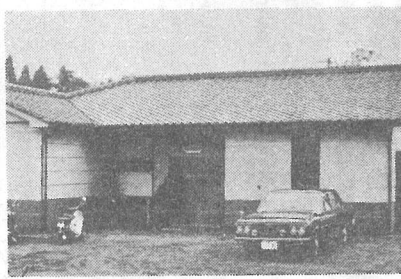


中台農村協同館が完成

連日フルに利用されている

中台農村協同館の竣工式が昨年十二月二十六日に挙行されました。建物の設計は千葉大学教授小泉正太郎氏の構想になるもの、工事は松尾建設会社の請負いで十月一日起工、瓦葺耐火構造の平家建一一九平方メートル(三十六坪余)で工費は二六〇万円。完成した建物の外観はもとより、内部の構造設備とも最も新しい様式が入れられた名実ともに最近代的な建築です。



場所はもと出荷場のあった十字路わきの県道ぞい、建物は北側道路に面して中央に玄関、玄関を入って突あたりが五坪位のキッチン、東側が二十五畳敷の床の間つき日本間、西側が十二坪余の洋式ホールになっていて、どんな場合にも利用できるようになって

ています。でき上ってからわずか一月、もう毎日のように部落の会議、婦人会の集会、青年団の交歓会といっぱいで、結婚式も二組あげられたという盛況さだそうです。

なお中台ではこの協同館の附帯施設として鉄骨建五十坪(予算一五〇万円)の農産物共同出荷場を来る四月までに建設する予定とのことですが、目下各農家では大根ややまといも出荷の最盛期にあたり、不便不自由で困っており、出荷場のできるのを千秋の思いで待っています。

この協同館というのは、県が農村環境整備振興計画にもとづいて、共同施設の乏しい地域を振興発展させる目的で推進している事業で、山武郡では東金市と横芝町の二ヶ所にあるだけだそうです。

(写真は新築成った中台農村協同館)

選挙人名簿への登録

申出期限は三月一日

満二十才以上の日本人で、横芝町に三ヶ月以上住んでいる方は、選挙人名簿に登録の権利があります。三月一日までに登録の申し出をしてください。

固定資産課税台帳の縦覧について

一月一日現在で調製した昭和四十四年度の、固定資産課税台帳をもとにする固定資産課税台帳を、地方税法第四一五条の規定によって次のとおり縦覧に供しますので、希望者は閲覧されますようお知らせします。

一、期間 三月一日から三月二十日まで
二、場所 横芝町役場内税務課

町民税の申告はお早めに

昭和四十四年度分町民税の申告期限は三月十五日までです。申告をしなければならぬ人は必ず期限までに申告をお願いします。

この申告は所得額を申告していただくとともに、扶養控除など各種の所得控除を受けるための大切な申告です。期限におくれたり申告を忘れてしまいますとこの控除が受けられず余計な税金がかかることになり、申告用紙が配付されましたら忘れないうちに早めに申告して下さい。

申告をしなければならぬ人は次のとおりです。

一、今年の一月一日現在横芝町に居住し、昨年中に所得のあった人
二、給与所得者は原則として申告する必要はありませんが、次に該当する人は申告して下さい。

① 給与と所得のほかに事業配当、地代家賃などの給与以外の所得があった人
② 雑損控除や医療費控除を受けようとする人
③ 給与の支払者から役場へ給与支払報告書が提出されていない人

なお所得税の確定申告をする人は町民税の申告をする必要がありません。

月額二万円を支給

心身障害者扶養年金

扶養者なき後の心身障害者の生活安定と福祉の向上をはかるため、県条例で心身障害者扶養年金制度を定め、四月一日から実施することになりました。以下その概要について記します。

一、加入者等 県内に居住し心身障害者を扶養している満二十才から四十五才までの者(制度発足当初は満六十五才まで)

二、心身障害者の範囲 将来独立して生計を営むことが困難な者で次に該当する者

① 身体障害者で一級から二級までのもの
② 児童相談所、精神薄弱者更生相談所で精薄者と判定されたもの
③ 身体及び精神に障害のある者で、障害の程度が①又は②と同程度以上と認められるもの

三、納付金 加入者は月額千五百円を毎月県に納付すること。加入後県外に移転しても引続き県に納付金を納めれば継続できる

四、納付金の減額 加入者が生活困窮又は非常災害により納付金を納めることが困難となったときは、程度に応じて減額する。

五、年金の支給 加入者が死亡し、又は廃疾となったときは、月額二万円を年金受取人に支給する

六、脱退 加入者は次の場合脱退する

(1) 加入者が満七十五才に達したとき
(2) 障害者が死亡したとき
(3) 加入者から脱退の申し出があったとき
(4) 納付金を二ヶ月以上滞納したとき

脱退したときは納付金は返戻しない

七、弔慰金 加入者が生存中に心身障害者が死亡したときは弔慰金を支給する

八、加入申込期間 四十四年度の加入については二月二十日までに手続きを終らねばならない

なお、詳しくは役場住民課にお問合せ下さい。

あなたは火事の恐ろしさを知らない

